

新監査公表第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 5 年 3 月 30 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	五十嵐 完 二
同	串 田 修 平

財政援助団体等監査結果の報告

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づく出資団体監査

第3 監査の対象

(1) 対象団体

公益財団法人會津八一記念館

(2) 所管課

文化スポーツ部文化政策課

第4 監査の着眼点

(1) 対象団体

- ・設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・経営成績及び財政状態は良好か。
- ・決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- ・出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・自立的な経営を進めるための取組（自主財源の確保等）はどうなっているか。

(2) 所管課

- ・対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- ・対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

第5 監査の対象事務

令和3年4月から令和4年3月までに執行された事務事業

第6 監査の実施手続

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等により実施した。

第7 監査等の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び公益財団法人會津八一記念館の執務室等

(2) 実施日程

令和4年12月6日から令和5年3月30日まで

第8 監査対象団体の概要

(1) 名称及び所在地

公益財団法人會津八一記念館

(新潟市中央区万代3丁目1番1号 新潟日報メディアシップ5階)

(2) 基本財産等

198,400千円 (市出捐額 100,000千円 市出捐比率 50.4%)

(3) 設立目的及び事業

公益財団法人會津八一記念館（以下「財団」という。）は、會津八一の遺墨・遺品・著書をはじめ會津八一に関する資料を調査研究し、文学・芸術など学芸に残した業績を伝え、広く後学の研究と鑑賞に供し、郷土新潟の文化振興とともに、わが国の教育・学術の興隆に寄与することを目的として、主に次の事業を行っている。

- ア 會津八一に関する資料の調査研究
- イ 會津八一に関する諸展覧の開催
- ウ 新潟市から委託を受けた新潟市會津八一記念館の管理
- エ 會津八一に関する諸種の講演会、講座、研究会および印刷物の刊行
- オ 會津八一の業績普及及び学芸研究のためのコンクール
- カ 會津八一並びに関連する文人についての調査とガイド事業

(4) 沿革

昭和31年	會津八一没（明治14年8月1日生・享年75歳）
昭和47年	財団法人會津八一記念館設立
昭和50年	會津八一記念館開館
平成10年	財団法人會津八一記念館の建物と収蔵品を新潟市に寄贈 新潟市會津八一記念館（以下「記念館」という。）の管理運営を受託
平成18年	指定管理業務の受託を開始
平成22年	公益財団法人に移行
平成26年	中央区西船見町から中央区万代の新潟日報メディアシップに移転

(5) 組織の状況

(単位：人)

	合計	市兼任	他団体兼任	プロパー	嘱託
役員	11	3	8		
常勤					
非常勤	11	3	8		
職員	3			2	1
常勤	2			2	
非常勤	1				1
合計	14	3	8	2	1

※令和3年7月1日現在

(6)財務の状況

ア 貸借対照表

(単位：円)

科 目	令和 3 年度	令和 2 年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産	15,101,288	18,661,274	△3,559,986
2 固定資産	241,837,466	241,326,418	511,048
(1) 基本財産	200,402,156	200,549,071	△146,915
(2) 特定資産	32,894,316	33,067,991	△173,675
(3) その他固定資産	8,540,994	7,709,356	831,638
資産合計	256,938,754	259,987,692	△3,048,938
II 負債の部			
1 流動負債	4,593,622	9,061,314	△4,467,692
2 固定負債	14,299,448	12,973,269	1,326,179
負債合計	18,893,070	22,034,583	△3,141,513
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	201,724,391	201,724,391	0
2 一般正味財産	36,321,293	36,228,718	92,575
正味財産合計	238,045,684	237,953,109	92,575
負債及び正味財産合計	256,938,754	259,987,692	△3,048,938

※各年度とも 3 月 31 日時点の数値

イ 正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	令和 3 年度	令和 2 年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
経常収益	45,628,942	50,084,744	△4,455,802
経常費用	45,466,367	49,158,905	△3,692,538
当期経常増減額	162,575	925,839	△763,264
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	92,575	855,839	△763,264
一般正味財産期首残高	36,228,718	35,372,879	855,839
一般正味財産期末残高	36,321,293	36,228,718	92,575
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	201,724,391	201,724,391	0
指定正味財産期末残高	201,724,391	201,724,391	0
III 正味財産期末残高	238,045,684	237,953,109	92,575

※各年度とも 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間の数値

(7) 本市からの財政的援助の状況

財団の収入の多くは記念館の指定管理料等の財政的援助によるものであり、財政依存度は80%を超えてい。

(単位:千円)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
経常収益 (A)	51,384	50,150	48,551	50,085	45,629
市財政的援助 (B)	45,272	43,726	43,596	46,367	40,548
負担金	80	80	80	80	80
指定管理料	45,192	43,646	43,516	46,287	40,468
財政依存度 (B/A)	88.1%	87.2%	89.8%	92.6%	88.9%

(8) 会津八一記念館の年間観覧者数の推移とアンケート回答者の構成

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度に年間観覧者数は半減している。観覧者アンケートの回答者は、年齢別でみると、50歳以上の割合が高く、上昇傾向にあり、50歳未満の割合は低下傾向にあることから、観覧者の高齢化が進んでいることがうかがえる。また、地域別でみると4割から5割程度は市外からの観覧者であるといえる。

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
年間観覧者数 (人)	8,332	7,010	5,684	7,845	7,466	3,453	5,586
開館日数 (日)	277	277	276	271	284	264	270
アンケート回答者数(人)	560	319	349	591	717	302	538
50歳未満の割合 (%)	28.7	31.0	23.7	20.9	23.0	16.2	20.0
10歳代の割合 (%)	6.0	8.4	8.5	8.6	6.5	1.3	2.0
50歳以上の割合 (%)	70.5	69.0	74.8	78.3	77.0	83.1	79.4
市内の割合 (%)	50.5	48.5	48.4	60.5	49.1	62.9	63.7
市外の割合 (%)	48.7	50.7	50.1	38.7	50.6	36.0	36.2
県外の割合 (%)	23.9	29.3	25.7	17.4	28.9	16.8	7.9

第9 監査の結果

監査した結果、出納その他の事務については概ね適正に行われていることを確認したが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

また、監査対象団体の運営について意見を付したので、監査対象団体及び所管課においては、適切な措置を講じられたい。

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 注意事項

ア 切手及び駐車券の管理が不適切だったもの 団体

【事実】

切手の一部の種類について、切手受払簿への記入に漏れや誤りがあり、実際の残数と切手受払簿の残数が異なっていた。また、駐車券の使用状況について確認したところ、使用日、使用者、使用枚数を管理簿等に記帳せず、現物の残数しか把握していなかった。

【見解】

切手は出し入れの都度、切手受払簿に適切に記帳することを徹底し、定期的に残数を切手受払簿に照らし合わせて確認を行う必要がある。また、駐車券については管理簿を作成し、使用状況を記帳して、適切に管理する必要がある。

イ 会計規程に定める収入及び支出の手続によらず予算執行していたもの 団体

【事実】

会計規程では、収入の際は調定し、支出の際は予算執行伺を作成しなければならないことが定められているが、実際にはこれらの手続を行わずに処理していた。なお、月1回の支出時には支出一覧表を作成し、上席者が確認しており、毎月の収支状況については上席者及び外部の税理士により確認が行われていた。

【見解】

収入及び支出の手続について、適宜上席者が確認するなど一定の統制はとれているが、会計規程に定められた手続とは異なっていることから、適正に予算が執行され、かつ会計規程と実態が整合するよう、会計規程の改正も含めて検討する必要がある。

ウ 時間外勤務票の決裁が行われていなかったもの 団体

【事実】

職員が時間外勤務をする際、時間外勤務票に勤務時間を記入していたが、上席者による決裁が行われていなかった。

【見解】

給与規程では、時間外勤務手当は、時間外勤務を命ぜられた職員が勤務した時間に対して支給されるものであることから、時間外勤務を行う前に上席者による決裁が適正に行われなければならない。

エ 期末手当等に係る賞与引当金の未計上 団体

【事実】

財務諸表に期末手当等にかかる賞与引当金が計上されていなかった。

【見解】

期末手当等は令和4年6月に支給されることが予想され、かつその金額も合理的に見積もることができ、令和4年3月末時点で引当金計上の要件を満たしているため、実質的に発生している額に相当する賞与引当金を計上する必要がある。

オ 清掃業務の再々委託が行われており、それについて所管課が把握していなかったもの 所管課・団体

【事実】

記念館の清掃業務委託について、本市が財団へ通知した再委託承認書では再々委託を認めないこととしているが、財団が委託した業者がさらに別の業者へ委託（再々委託）していた。また、これについて所管課が把握していなかった。

【見解】

指定管理業務の再委託については、やむを得ない場合のみ事前に指定管理者と本市が協議し、本市が承認することにより認められるが、再々委託は認められないものである。所管課は再委託を承認する際にこの点について確認すべきであり、財団は再委託承認書に則り適正に事務処理を行わなければならない。

カ 収蔵品の備品登録が漏れていたもの 所管課

【事実】

本市は財団より、平成 10 年 6 月 1 日付で収蔵品 3,054 点（評価額 1 億 639 万円）の寄附を受けたが、そのうち備品登録されているのは評価額 100 万円以上の重要備品 8 点（評価額 930 万円）のみだった。なお、収蔵品 3,054 点の内容は寄附時の目録で把握していた。

【見解】

新潟市物品管理規則では、3 万円以上の備品については備品管理システムに登録しなければならないと規定している。また、指定管理基本協定書の仕様書では、「市が所有する備品については、市が作成する備品管理簿を市及び指定管理者双方で備え、管理を行うこと」としている。収蔵品の紛失等を防ぐため、備品管理簿の整備を進められたい。また、3 万円未満の収蔵品も多数あることから、適正な管理方法について検討されたい。

(3) 意見

財団は、記念館の管理運営をはじめ、會津八一の作品資料や人物について日々研究を行い、年 4 回の展示会を開催しているほか、著名人による講演会や、會津八一の短歌を題材とする写真コンテストなど、その功績を顕彰する活動を継続的に実施しており、記念館の年間観覧者数は概ね 7,000 人台で横ばいに推移してきた。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和 2 年度に観覧者数は半減したが、令和 3 年度には 5,000 人台まで回復し、令和 4 年度も同程度と見込まれている。

しかし、観覧者アンケート回答者の年齢層を見ると、平成 27 年度から令和 3 年度までの間に、50 歳以上の割合が 7 割から 8 割程度に上昇していることから、會津八一没後 60 年以上が経過したことで、観覧者の高齢化が進行し、若年層の観覧者数が減少していることが推測できる。特に 10 歳代の割合については、平成 27 年度から 1 割未満で推移しており、令和 2 年度と令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も考えられるものの、2%以下にまで低下している。この傾向が続き、若年層の来館が増加できなければ、現在横ばいで推移している観覧者数は、将来的には減少の一途をたどるおそれがある。

一方、同アンケートでは、住所が市外・県外である回答者の割合が 4 割から 5 割程度あり、県外だけでも 2 割程度を占めている。書家や歌人として幅広い分野で多くの業績を残したことを考えれば、市外・県外にも會津八一へ関心を持つ人が相当数いる

ことが推測でき、また平成 24 年度に、京都市の承天閣美術館と、本市記念館の収蔵品をそれぞれ交換して展示する交換展を実施した際、會津八一の作品等を展示した京都市において 6,000 人以上の観覧者を集めたことからも、全国において會津八一への関心を広げることが期待できる。

これらのことから、若年層へのアプローチを始めとした市内での普及活動に加え、市外・県外に向けた情報発信の強化が課題であり、彼らの関心を引き、来館につなげることで會津八一の業績を後世に継承することができるものと考えられる。

このような課題に対して、財団は危機感を持ち中期構想を策定して中学校への出前授業等を実施するほか、生前の會津八一と交流のあった著名人や縁のある地域に関連した特別展を開催するなど、普及に向けた様々な取組を進めている。しかし、財源の 8 割以上を本市からの財政的援助が占めるなど、自主財源に乏しく、人的資源も限られていることから、財団だけで課題を解決することは難しい。そのため、所管課である文化政策課には、本市の文化振興の中で、没後 70 年を迎える會津八一の業績を普及していく意義を改めて考え、先に述べた課題に対して主体的に取り組むことが求められる。

財団及び文化政策課は、時代の変化に合わせた有効な普及手段を模索するとともに、市内外の関係機関・関係団体と積極的に連携を図り、今を生きている人々に會津八一の業績を広く伝え、将来にわたって本市の名誉市民である會津八一が親しまれる郷土新潟の文化振興と、縁のある都市との文化交流を通じた交流人口の拡大に寄与していくことを望むものである。